

平成 27 年 3 月 26 日  
国土交通省 港湾局

## 港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン（案）の公表について ～港湾への洋上風力発電の導入をスムーズに～

港湾区域に洋上風力発電を導入する際には、港湾管理者が、洋上風力発電施設を設置する適地を設定し、その適地を港湾計画に位置づけることとなっています。その後、公募により発電事業者が選定され、その事業者が発電施設を設置する水域の占用を申請することとなります。この申請に対し、港湾管理者は内容が適切かどうか判断する必要があります。

そのため、国土交通省港湾局は、洋上風力発電施設の導入に関して、占用許可の審査の際の技術的な判断基準となる「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」を取り纏めました。

本ガイドライン（案）の活用により、洋上風力発電の港湾への導入が円滑に進み、港湾への導入が我が国における洋上風力発電の普及を促進させることが期待されます。

洋上風力発電は、政府の計画※において、導入の拡大を図っていくことが必要である旨が位置付けられています。

そこで、国土交通省港湾局は、洋上風力発電の港湾への円滑な導入を進めるため、「港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた技術ガイドライン等検討委員会」において、洋上風力発電施設の構造安定性や船舶航行の安全性の確保についてご議論頂き、今般、「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン（案）」として取り纏めて頂いたところです。

「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」は、5章構成となっており、第1章に総則、第2章に洋上風力発電施設を設置する適地を港湾管理者が港湾計画に位置づける際に考慮する事項、第3章以降は港湾管理者が占用許可の審査の際に確認する事項であり、第3章に洋上風力発電施設と港湾施設等との離隔や、洋上風力発電施設の捕捉・識別性を高める塗色や灯火等、第4章に維持管理計画、第5章に緊急時対応計画について定めています。

なお、今後得られる知見等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定です。

本ガイドライン（案）は国土交通省 HP（[http://www.mlit.go.jp/report/press/port06\\_hh\\_000104.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/port06_hh_000104.html)）にて公表しておりますので、ご覧下さい。

※海洋基本計画（平成 25 年 4 月閣議決定）及びエネルギー基本計画（平成 26 年 4 月閣議決定）等

### 【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 専門官 齋木（さいき）、係長 赤間（あかま）

TEL（代表）03-5253-8111（内線 46657、46659）

TEL（直通）03-5253-8674 FAX 03-5253-1653